

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和4年6月15日付けの児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法4条2項4号の規定に基づく児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

現夫が同じ住所に引っ越したとしても世帯分離しており、経済面でもルームシェアということで子どもにかかる費用は一切もらっていない。事実婚ではない。請求人は、今まで3回結婚しているが、いずれもDVや金銭の問題で離婚している。その間、請求人が変わらなかったことは「娘を守っていく」という考えであった。そのため、今回再婚するに当たり、DVや経済的な問題はないか知るため、令和3年8月2日から「ルームシェア」という形を取った。令和4年3月26日に入籍するまで事実婚に値する経済的な内容はないため、今回の通知を見てただただ驚くばかりだった。

また、国税局に医療費控除の手続の問合せをした際に、〇〇区から「世帯が違う状態でも同じ住所となった日（同居日）が客観的事実婚とされ、生計同一とみなされている」と説明され、令和3年の

医療費控除を夫婦の収入で願い出たところ、国税局職員から籍を入れた日から生計は一緒とみなされるため、請求人本人の収入のみで申告するようにとの返答があった。国の税金は「婚姻日をもって」という方針で、都区の助成金は「住所を同じにした日をもって」ということなのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 4月 13日	諮問
令和 5年 5月 26日	審議（第78回第2部会）
令和 5年 6月 23日	審議（第79回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 用語の定義

法3条3項は、この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとするとしている。

(2) 支給要件

ア 法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

イ 法4条2項は、同条1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては児童が1号から4号までのいずれかに該

当するとき、当該児童については、支給しないとし、4号に、母の配偶者に養育されているときを挙げる。

ウ 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和48年5月16日付児企第28号厚生省児童家庭局企画課長通知。昭和55年6月23日改正のもの。以下「疑義通知」という。）1・(1)は、手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない（法4条2項4号（原文では当時の法に基づき「7号」とされているが、現法では「4号」に相当するため、本答申中では「4号」と置き換える。）及び3条3項）としている。

エ 疑義通知・別紙・第1・9は、いわゆる事実婚の範囲について、法上婚姻には事実婚が含まれ、配偶者にはいわゆる内縁関係にある者が含まれるとしている（法3条3項）。事実婚あるいは内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することであるとしている。

なお、児童扶養手当の認定事務は法定受託事務であるところ、上記疑義通知は、地方自治法245条の4に規定に基づく技術的助言に当たるものであり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

(3) 現況届

児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則26条7項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとされている。

2 本件処分についての検討

手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されないと

されている（１・（２）・ウ）。

この事実婚については、婚姻の届出を欠くが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在することであるとされている（同・エ）。

そして、請求人は、令和３年８月２日に現夫との同居を開始しており、処分庁は、請求人の手当に係る受給資格が同日になくなったものとして本件処分を行ったことが認められる。

上記のとおり、請求人は、同日から現夫との同居を開始し、同棲生活にあったもので、いわゆる事実婚と同様の状態にあるものと認められるとして処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、現夫とは同住所でも世帯分離しており、経済面でもルームシェアであって子どもにかかる費用は一切もっていないから事実婚ではないと主張している。

しかし、請求人の主張によれば、現夫と実際に入籍して結婚生活を営めるのか否かを見極めるために、現夫との同居生活を開始したのであるから、現夫からの経済面での支援の有無にかかわらず、請求人が現夫と事実婚の状態にあるものと認められることは上記２のとおりである。よって、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、国税と手当とで、事実婚とされる日が異なることに疑問を呈している。

しかし、法や制度が異なれば、その基本的な考え方や基準の設定・適用方法が異なることから、同一事実であってもその取扱いが異なる場合があることはやむを得ないところであり、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来